追加議案

第7回玉名市議会

(定 例 会)

令和4年12月9日提出

第7回玉名市議会(定例会)追加提出議題				
議番号	件名	提案者		
101	令和4年度玉名市一般会計補正予算(第8号)	市長		
102	玉名市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	市長		
103	玉名市個人情報保護審査会条例の制定について	市長		
104	玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	市長		
105	玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長		
106	玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長		
107	玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長		
108	指定管理者の指定について	市長		
109	指定管理者の指定について	市長		
110	指定管理者の指定について	市長		
111	指定管理者の指定について	市長		
112	指定管理者の指定について	市長		

玉名市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

玉名市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定する。

令和4年12月9日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の機関が保有する個人情報の適正な取扱いを確保するための基本となる事項を定めることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とし、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)において使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務登録簿)

- 第3条 市の機関(市長(公営企業管理者の権限を含む。)、教育委員会、選挙管理 委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 以下同じ。)は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。) について、規則で定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報取扱事務登録簿」 という。)を備え付けなければならない。
- 2 市の機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該 個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。 登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 市の機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。 (開示情報)
- 第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示する こととされている情報として条例で定めるものは、玉名市情報公開条例(平成1 7年条例第12号)第7条第2号エに規定する公務員等の氏名(法第78条第1 項各号(第2号を除く。)に該当するものを除く。)及び同条例第7条第2号オに

規定する情報(法第78条第1項各号(第2号を除く。)に該当するものを除く。)とする。

(開示請求に係る手数料等)

- 第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、法第87条第1項の規定により写しの交付(これに 準ずる方法を含む。)を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担 しなければならない。

(開示請求の手続)

第6条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。

(開示決定等の期限)

- 第7条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

- 第8条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった 日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等をすることによ り事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわ らず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該 期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決 定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期 間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならな い。
 - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(審査会への諮問)

- 第9条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、玉名市個人情報保護 審査会条例(令和4年条例第 号)第1条に規定する玉名市個人情報保護審査 会(以下「審査会」という。)に諮問することができる。
 - (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとするとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な

知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認めるとき。

(運用状況の公表)

第10条 市長は、毎年度1回、市の機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(玉名市個人情報保護条例の廃止)

2 玉名市個人情報保護条例(平成17年条例第13号)は、廃止する。 (経過措置)

- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の玉名市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)の規定による職務上又は事務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後も、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していたもの
 - (2) 施行日前において旧条例第12条第1項に規定する個人情報取扱事務受託者 等が行う旧実施機関の旧個人情報を取り扱う事務又は公の施設の管理の事務に 従事している者又は従事していた者
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第7条第2項第9号に規定する玉名市個人情報 保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者又は施行日前において旧 審査会の委員であった者が旧条例第35条第6項の規定による職務上知り得た秘 密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第13条、第23条又は第28条の規定による請求がされた 場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正及び利用停止については、 なお従前の例による。
- 6 施行日前に旧条例第28条の2の規定による請求がされた場合における旧条例 に規定する自己に関する特定個人情報の利用停止については、なお従前の例によ る。
- 7 施行日前に旧条例第34条第1項の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

- 8 次に掲げる者が正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第46条に規定する個人情報ファイルを施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧 実施機関の職員であった者
 - (2) 附則第3項第2号に掲げる者
- 9 前項各号に掲げる者が施行日前にその業務に関して知り得た旧条例第2条第8 号に規定する公文書に記録された旧個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者 の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は5 0万円以下の罰金に処する。
- 10 附則第4項に規定する者が施行日以後に同項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 11 前3項の規定は、本市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 12 附則第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の 処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(玉名市自治基本条例の一部改正)

13 玉名市自治基本条例(平成28年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項を削る。

提案理由 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の一部改正 に伴い、条例を制定するものである。 玉名市個人情報保護審査会条例の制定について

玉名市個人情報保護審査会条例を次のように制定する。

令和4年12月9日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、玉名市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の設置 及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

(設置)

第2条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、審査会を置く。

(定義)

- 第3条 この条例において「諮問庁」とは、法第105条第3項において準用する 同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関(市長(公営企業管理者の 権限を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員 会及び固定資産評価審査委員会をいう。)をいう。
- 2 この条例において「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号、第94条 第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決 定等に係る保有個人情報(法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。)を いう。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

- 第5条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続き

その職務を行うものとする。

- 5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を解嘱することができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた 後も、同様とする。
- 7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

- 第6条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する 委員がその職務を代理する。

(審査会の調査権限)

- 第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。
- 2 諮問庁は、審査会からの前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項 の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第9条 審査会は、第7条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をいう。)又は諮問庁をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利

益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料 を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、そ の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 第5条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に玉名市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第 号)附則第2項の規定による廃止前の玉名市個人情報保護条例(平成17年条例第13号)第7条第2項第9号に規定する玉名市個人情報保護審査会の委員である者は、この条例の施行の日に、第5条第1項の規定による委嘱を受けたものとみなす。
- 3 第5条第2項の規定にかかわらず、前項の規定により同条第1項の規定による 委嘱を受けたものとみなされた者の委員の任期は、1年とする。
- 提案理由 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条 第3項において準用する同条第1項の規定に基づく玉名市個人情報保護 審査会を設置するため、条例を制定するものである。

議第104号

玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年12月9日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成17年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように 改正する。

第7条ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月 1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する 条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。
- 提案理由 玉名市長等の給与に関する条例(平成17年条例第44号)の一部改正に準じて、議員の期末手当を改定するため、条例の整備を図るものである。

議第105号

玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年12月9日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 玉名市長等の給与に関する条例(平成17年条例第44号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 玉名市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月 1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の玉名市長等の給与に関する条例の規定は、令和4 年12月1日から適用する。

提案理由 国家公務員の給与改定に準じて、市長及び副市長の給与を改定するため、条例の整備を図るものである。

議第106号

玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年12月9日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 玉名市教育長の給与に関する条例(平成17年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月 1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の玉名市教育長の給与に関する条例の規定は、令和 4年12月1日から適用する。

提案理由 国家公務員の給与改定に準じて、教育長の給与を改定するため、条例 の整備を図るものである。

議第107号

玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て

玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年12月9日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に、「100分の115」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第1中

Γ

146, 100	195, 500	231, 500	264, 200	289, 700
147, 200	197, 300	233, 100	266, 000	291, 900
148, 400	199, 100	234, 600	267, 800	294, 000
149, 500	200, 900	236, 200	269, 900	296, 000
150, 600	202, 400	237, 600	271,600	297, 900
151, 700	204, 200	239, 300	273, 400	300, 000
152, 800	206, 000	240, 800	275, 200	302, 200
	147, 200 148, 400 149, 500 150, 600 151, 700	147, 200 197, 300 148, 400 199, 100 149, 500 200, 900 150, 600 202, 400 151, 700 204, 200	147, 200 197, 300 233, 100 148, 400 199, 100 234, 600 149, 500 200, 900 236, 200 150, 600 202, 400 237, 600 151, 700 204, 200 239, 300	147, 200 197, 300 233, 100 266, 000 148, 400 199, 100 234, 600 267, 800 149, 500 200, 900 236, 200 269, 900 150, 600 202, 400 237, 600 271, 600 151, 700 204, 200 239, 300 273, 400

を

Γ

150, 100	198, 500	234, 400	266, 000	290, 700
151, 200	200, 300	236, 000	267, 700	292, 900
152, 400	202, 100	237, 500	269, 200	295, 000
153, 500	203, 900	239, 000	271,000	297, 000

	154, 600	205, 400	240, 300	272, 700	298, 800
	155, 700	207, 200	241, 900	274, 500	300, 800
	156, 800	209, 000	243, 400	276, 300	302, 600
		· I	· I	· !	` !
に、					
Γ					
	153, 900	207, 800	242, 400	277, 200	
	154, 900	209, 400	243, 500	279, 200	
	156, 300	211, 200	245, 000	281, 200	
	157, 600	213, 000	246, 600	283, 100	
	158, 900	214, 800	247, 900	285, 000	
	160, 100	216, 200	249, 400	287, 000	
	161, 600	218, 000	250, 800	288, 900	
	163, 100	219, 700	252, 100	290, 800	
					J
を					
Γ		ı	ı	ı	
	157, 900	210, 800	244, 900	278, 300	
	158, 900	212, 400	246, 000	280, 200	
	160, 300	214, 200	247, 500	282, 200	
	161, 600	216, 000	249, 000	284, 100	
	162, 900	217, 800	250, 300	286, 000	
	104 100		251 222		
	164, 100	219, 200	251, 800	287, 900	
	165, 600	221, 000	253, 000	289, 700	
	167, 100	222, 700	254, 300	291, 200	1
1.7					J
に、 「					
'	164, 700	221, 500	253, 500		
	101, 100	221, 000	200, 000		
	165, 900	223, 200	255, 000		
ļ	100, 500	220, 200	200, 000		

167, 400	224, 900	256, 500
168, 900	226, 500	258, 200
170, 400	228, 100	260,000
171, 700	229, 500	261, 600
174, 400	231, 200	263, 300
177, 000	232, 800	264, 900
179, 600	234, 400	266, 500
182, 200	235, 400	268, 400
183, 900	236, 900	270, 200
185, 500	238, 300	271, 900
187, 200	239, 500	273, 600
188, 700	240, 700	275, 300
190, 400	241, 900	277, 000
192, 200	242, 900	278, 800
193, 900	244, 100	280, 300
195, 500	245, 400	281, 800
196, 900	246, 400	283, 700
198, 400	247, 600	285, 500
ı I	ļ	ı

を

168, 700 224, 500 255, 500 169,800 226, 100 256,800171, 200 227,800 258,200172,600 229, 400 259,600 174,000 230, 900 261, 100 262, 700 175, 300 232,200264, 400 177,800 233, 800 180, 300 235, 400 266,000 267, 600 182, 800 236, 900

237, 900	269, 400
239, 400	271, 200
240, 700	272, 900
241, 900	274, 600
243, 100	276, 200
244, 100	277, 900
245, 100	279, 700
246, 100	281, 200
247, 200	282, 400
248, 100	284, 100
249, 000	285, 700
	239, 400 240, 700 241, 900 243, 100 244, 100 245, 100 246, 100 247, 200 248, 100

に、 「

199, 900	248, 900
201, 200	249, 800
202, 500	251, 100
203, 700	252, 300
205, 000	253, 600
206, 300	255, 000
207, 600	256, 400
208, 900	257, 600
210, 200	258, 800
211, 300	260,000
212, 600	261, 200
213, 900	262, 500
215, 200	263, 600
216, 300	264, 700
217, 400	265, 800

218, 400	267, 100	
219, 500	268, 400	
220, 600	269, 400	
221, 600	270, 500	
222, 500	271,800	

を

Γ

202, 900	250, 000
204, 200	250, 900
205, 500	252, 200
206, 700	253, 400
208, 000	254, 700
209, 300	256, 000
210, 600	257, 400
211, 900	258, 600
213, 200	259, 800
214, 300	260, 900
215, 600	262, 100
216, 900	263, 400
218, 200	264, 500
219, 200	265, 600
220, 300	266, 600
221, 300	267, 800
222, 300	268, 900
223, 300	269, 900
224, 200	270, 900
225, 100	272, 000

に、

Γ

223,	500
223,	800
224,	600
225,	400
226,	100
226,	800
227,	
228,	
229,	400
230,	
230,	
231,	
232,	700
233,	
234,	
234,	
235,	200
000	000
236,	
236,	
237,	
237,	700
238,	400
238, 239,	
239, 239,	
239, 240,	
240,	500
240,	800
240,	
242,	
<i>- 12</i> ,	

242, 900 243, 500 244, 200 244, 900 を Γ 226,000 226, 300 227, 100 227, 800 228, 500 229, 200 230,000 230, 700 231, 300 231, 900 232, 500 233, 100 233, 800 234, 500 235, 100 235, 600 236, 300 237,000 237, 600 238, 200 238, 700

239, 300

 \rfloor

240, 000 240, 700 241, 200 241, 700 242, 300 242, 900 243, 400 243, 900 244, 500 245, 100

に改める。

第2条 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月 1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の玉名市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1の規定は令和4年4月1日から、改正後の給与条例第17条第2項第1号及び第2号の規定は同年12月1日から適用する。 (給与の内払)
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正 前の玉名市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、 改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由 国家公務員の給与改定に準じて、職員の給与を改定するため、条例の 整備を図るものである。

議第108号

指定管理者の指定について

玉名市岱明コミュニティセンター及び玉名市岱明磯の里の指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年12月9日 提 出

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
 - (1) 玉名市岱明コミュニティセンター
 - (2) 玉名市岱明磯の里
- 2 指定管理者となる団体 熊本市中央区妙体寺町2番地7 株式会社BEACH CONNECT 代表取締役 坂田 淳
- 3 指定の期間令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 提案理由 玉名市岱明コミュニティセンター条例(平成17年条例第78号)第 13条第1項及び玉名市岱明磯の里条例(平成17年条例第125号) 第14条第1項の規定に基づき指定管理者の指定をしようとするとき は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規 定により議会の議決を経る必要があるため。

議第109号

指定管理者の指定について

玉名市大衆浴場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年12月9日 提 出

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 玉名市大衆浴場
- 2 指定管理者となる団体玉名市立願寺1392番地1株式会社やましょう不動産代表取締役 山田 留美
- 3 指定の期間令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 提案理由 玉名市大衆浴場条例(平成17年条例第127号)第7条第1項の規 定に基づき指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法(昭和 22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を 経る必要があるため。

議第110号

指定管理者の指定について

玉名市草枕温泉てんすい、玉名市草枕山荘、玉名市草枕展望農園、玉名市花の館、 玉名市馬水農村公園及び玉名市津越イベント広場の指定管理者を次のとおり指定す る。

令和4年12月9日 提 出

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
 - (1) 玉名市草枕温泉てんすい
 - (2) 玉名市草枕山荘
 - (3) 玉名市草枕展望農園
 - (4) 玉名市花の館
 - (5) 玉名市馬水農村公園
 - (6) 玉名市津越イベント広場
- 2 指定管理者となる団体玉名市天水町小天7371番地株式会社池田建設代表取締役 池田 新生
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 提案理由 玉名市草枕温泉てんすい条例(平成17年条例第128号)第7条第 1項、玉名市草枕山荘条例(平成17年条例第129号)第7条第1項、 玉名市草枕展望農園条例(平成17年条例第130号)第7条第1項、 玉名市花の館条例(平成17年条例第136号)第7条第1項及び玉名 市農村公園条例(平成19年条例第29号)第7条第1項の規定に基づ き指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法(昭和22年法 律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要

議第111号

指定管理者の指定について

玉名市横島農産加工研修センター、玉名市横島農業体験施設及び玉名市ふるさとセンターY・BOXの指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年12月9日 提 出

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
 - (1) 玉名市横島農産加工研修センター
 - (2) 玉名市横島農業体験施設
 - (3) 玉名市ふるさとセンターY・BOX
- 2 指定管理者となる団体玉名市横島町横島1716番地 有限会社横島町特産物振興協会 代表取締役 蔵原 隆浩
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 提案理由 玉名市横島農産加工研修センター条例(平成17年条例第132号) 第7条第1項、玉名市横島農業体験施設条例(平成17年条例第133 号)第6条第1項及び玉名市ふるさとセンターY・BOX条例(平成17年条例第134号)第7条第1項の規定に基づき指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため。

議第112号

指定管理者の指定について

観光ほっとプラザ「たまララ」の指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年12月9日 提 出

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 観光ほっとプラザ「たまララ」
- 2 指定管理者となる団体玉名市両迫間308番地一般社団法人玉名観光協会代表理事 安原 光則
- 3 指定の期間令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 提案理由 観光ほっとプラザ「たまララ」条例(平成22年条例第3号)第7条 第1項の規定に基づき指定管理者の指定をしようとするときは、地方自 治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議 会の議決を経る必要があるため。